令和7年度

きたひろ健康ポイント事業のご案内

❶ きたひろ健康ポイント事業について

ボランティアの活動や高齢者自らの健康づくり・介護予防活動等への参加、各がん検診等の受診、温泉施設の利用等に対してポイントを付与することで活動を奨励し、付与されるポイント数に応じて奨励金または地場産品と交換できる事業です。

❷ きたひろ健康ポイント事業に参加しませんか

Step1 ポイント手帳を手に入れる

市役所、各出張所、団地住民センター、市内温泉施設等でポイント手帳をもらってください。

Step2 ポイントを貯める

ポイントの対象となる活動（裏面参照）に参加、施設を利用して、ポイントを貯めることができます。

貯められるポイント数は、区分ごとに上限があります。

令和7年4月1日～令和8年3月31日

Step3 ポイントを交換する

１ポイントを１００円に換金またはポイント数に応じた額の地場産品に交換できます。

ポイント手帳を市役所高齢者支援課または各出張所等に提出してください。

- 地場産品に交換希望の方
  令和8年4月15日～令和8年5月31日
- 現金に換金希望の方
  令和7年9月1日～令和8年5月31日

③ ポイントの対象になる活動とポイント数

1　ボランティアポイント

対象者	19歳以上の市民（年度内に満19歳になる方を含みます）
対象となる活動	介護施設、ミニデイサービス登録団体、ボランティアセンター登録団体でのボランティア活動
ポイント付与・上限	1時間1ポイント、1日2ポイントまで、年間50ポイントまで

2　検診ポイント

対象者	65歳以上の市民（受診日において満65歳以上の市民）
対象となる活動	● 各がん検診については、市が発行する受診券で4月～12月までに受診した場合。 ● 特定健診については、北広島市国民健康保険に加入していて、受診日において満65歳以上の次のいずれかに該当する方。 ①6月～12月に受診券で受診した場合 ②4月～12月26日までに職場健診（令和7年度分）のコピーを市役所（出張所を含む）へ提出した場合 ③4月～12月26日までにかかりつけ医情報提供書（令和7年度分）が市に受理された場合 ● 後期高齢者健診については、後期高齢者医療保険に加入していて、6月～12月に受診券で受診した場合。 ● 国保の特定保健指導については、特定健診受診後、市から「特定保健指導のご案内」を受け取った満65歳以上の方で、保健師や管理栄養士の面談による保健指導を、令和7年4月1日～令和8年3月31日までに受けた場合。
ポイント付与・上限	1項目3ポイント

3　健康づくりポイント

対象者	65歳以上の市民（参加及び利用日において満65歳以上の市民）
対象となる活動	● 健康づくりセミナーへの参加 ● 健康づくりセミナー参加者で生活習慣が改善したもの ● ミニデイサービス、いきいきサロンへの参加 ● 認知症カフェへの参加 ● 温泉施設の利用 ● その他、介護予防に資する活動への参加
ポイント付与・上限	1回1ポイント（温泉施設利用は1回3ポイント） 年間60ポイントまで

問合せ　高齢者支援課　☎372-3311（内線2171・2172）